令和８年長浜市農業委員会４月定例総会会議録

令和８年４月10日の午後１時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、３階、３Ａ会議室に招集する。

１．　会議に出席した委員（37人）

会長

25番　將亦　冨士夫

会長職務代理者

30番　池田　美由紀

委員

１番　稲田　司	２番　尚永　稔
３番　谷口　義信	４番　幸田　重徳
５番　脇坂　良平	６番　中川　半弥
７番　多賀　君子	８番　石橋　萬次郎
９番　阿辻　康博	10番　大塚　高司
11番　宮澤　幸次	12番　中川　亜希
13番　北川　富美子	14番　山口　衛
15番　清水　多枝子	16番　林　甚一郎
17番　片山　博之	18番　下司　治一
19番　宮元　孫善	20番　吉川　尚宏
21番　森　勘十	22番　中川　哲博
23番　弓削　美穂	24番　田中　義人
26番　大谷　正人	27番　伊藤　泰子
28番　多賀　正和	29番　廣部　重嗣
31番　間所　秀夫	32番　角田　功
33番　橋本　治太郎	34番　小林　治一良
35番　筒井　伸彦	36番　服部　昇司
37番　山内　祥子	

２．　会議に欠席した委員

なし

３．　会議に出席した職員

局長	井口 昭宏	次長	岸下 宜弘
次長代理	近藤 英昭	副参事	大石 文哉
主査	別府 雅史	主事	市川 紘生

４．　議案等

報　告	農業委員会等に関する法律第26条第３項の規定による職員の任免について
報　告	農地法第３条の３の規定による権利取得の届出について
報　告	農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
報　告	農地法第18条第６項の規定による賃貸借の解約の通知について
報　告	農地法施行規則第53条第４号の規定に該当するか否かの検討を求める申出について
報　告	農地法第３条第１項の規定による許可書の返却について
報　告	農地の転用事実に関する照会について
議案第115号	農地法第３条第１項の規定による許可申請について
議案第116号	農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第117号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第118号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第119号	長浜市農業委員会の所管に係るサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

５．　議事録署名委員

17番 片山　博之　　18番 下司　治一

午後１時30分開会

（事務局）

総会を始めます前に、４月１日の定期人事異動により事務局の体制が変わりましたので、自己紹介をさせていただきます。

（局長 井口、次長 岸下、次長代理 近藤、副参事 大石、主査 別府、主事 市川）

〈あいさつ〉

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会４月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名全委員にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定によります会議の成立をご報告いたします。

次に事務局より、報告と本日の会議次第について、ご説明いたします。

まず報告でございますが、３月19日 滋賀県農業会議常設審議委員会が大津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長にご出席いただいております。なお、今回は本市からの諮問案件がございましたので事務局も出席し説明をいたしました。

続きまして、３条申請が16件、４条申請が３件、５条申請が７件、土地改良事業参加資格交替承認､農業委員会の所管に係るサイバーセキュリティを確保するための方針の策定、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る４月３日に当番委員 ６番 中川半弥委員､７番 多賀君子委員に現地調査をしていただきました｡後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申しあげます。

それでは、会議に入らせていただきます。この後の議事進行は、長浜市農業委員会総会会議規則第７条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長よろしくお願いいたします。

（会長）

〈あいさつ〉

欠席通告はございません。

次に、議事録署名委員を指名します。

本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第２項の規定により、会長において、17番 片山博之委員、18番 下司治一委員を指名します。両委員、よろしくお願いします。

それでは会議に入ります。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

農業委員会等に関する法律第26条第３項の規定による職員の任免について

令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料３ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第26条第３項は、職員は農業委員会が任免すると規定しています。本来は農業委員会での議決が必要な事項ですが、職員の採用、退職等の任免事務は時期的に総会で審議することが困難なため、会長専決事項とすることを、先月の３月定例総会にて決定しました。

この度、令和８年４月１日付で職員の任免を会長専決にて行ったため、報告いたします。

番号１、宮本安信免職。市長部局へ出向を命ずる。

番号２、林清次免職。市長部局へ出向を命ずる。

番号３、宮川芳一免職。市長部局へ出向を命ずる。

番号４、大塚邦生免職。市長部局へ出向を命ずる。

番号５、井口昭宏任命。長浜市農業委員会事務局職員に任命する。

番号６、岸下宜弘任命。長浜市農業委員会事務局職員に任命する。

番号７、大石文哉任命。長浜市農業委員会事務局職員に任命する。

番号８、別府雅史任命。長浜市農業委員会事務局職員に任命する。

以上で、農業委員会等に関する法律第26条第３項の規定による職員の任免についての報告を終わります。

（事務局）

農地法第３条の３の規定による権利取得の届出について

令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

資料４ページから15ページをご覧ください。

農地法第３条の３の権利取得による届出について、３月中に届出のあった19件、104筆、133,629㎡の農地の権利移動につきまして、全て相続による所有権移転の届出がありましたので、受理をし、受理書を交付しています。

農地法第３条の３の報告は以上です。

（事務局）

農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料16ページをご覧ください。

今月は２件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところで、届出内容は、所有権の権利移動が伴う農地転用です。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第７

条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号１、土地の表示、西上坂町地先、田２筆、1,873㎡を売買により大型トラック駐車場兼資材置場のため転用したい旨の届出がありました。

位置図については、総会資料名、令和８年４月総会転用届出の１ページをご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、道路、南側は宅地、北側は道路です。

番号２、土地の表示、室町地先、田１筆、342㎡を売買により店舗、事務所用地の造成のため転用したい旨の届出がありました。

位置図については、説明地図の２ページをご覧ください。

届出地は、集落の西側に位置し、室町土地区画整理事業の事業区域内で区画整理、現在仮換地中です。このため地番が仮地番となっている状況で、仮換地の面積として158.87㎡となっております。周囲の状況は、東側は雑種地、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地です。

以上、５条届出にかかる報告を終わります。

（事務局）

農地法第18条第６項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。

この規定に基づき、４月分として、農地法第18条第６項の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料の17ページから57ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに計405筆の解約の通知がありました。

内訳は、田400筆、畑５筆、合計で661,611．７㎡の解約です。

番号１から番号13は、円滑化事業による解約で、耕作目的の解約です。番号14から番号21は、中間管理事業による解約で、耕作目的の解約です。番号22から番号36は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号37は、円滑化事業による解約で、耕作目的の解約です。番号38は、中間管理事業による解約で、耕作目的の解約です。番号39は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号40は、中間管理事業による解約で、転用目的の解約です。番号41から177は、相対による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第６項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

（事務局）

農地法施行規則第53条第４号の規定に該当するか否かの検討を求める申出に対する通

知、転用許可不要通知について

令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料58ページをご覧ください。

今月は１件の申出がありました。

この申出は、通常、農地を農地以外に変更する場合には、農地法に基づく転用申請をする必要がありますが、農地法施行規則の改正により、認定農業者が地域計画区域内農地において、農業用施設等の設置のために農地を農地以外に変更する場合には、一定の手続を取ることで、転用許可が不要となりました。

この申出は、その手続の一環で、今回、農業用施設等の設置により、隣接農地の営農活動に影響を及ぼす内容となっていないか確認し、影響がないと判断できれば、その旨を相手方に通知し、転用許可を受けなくても、造成工事等が行えるようになります。

申出の内容を踏まえ、事務局職員及び担当エリアの農業委員による現地確認を実施するとともに、地元自治会長及び隣接農地所有者からの同意も得られていることから、特段、隣接農地の営農活動に影響を及ぼすことはないと判断し、農業委員会事務局規程第７条により専決処分のうえ、検討結果通知書、転用許可不要通知を発行しておりますので、報告いたします。

番号１、土地の表示、相撲町地先、田338㎡の農地を申出人が賃貸借で借り受けて造成し、稲苗養生及び肥料管理ハウスを設置するため、転用不要の案件に該当するか否かの検討申出がありました。

位置図については、総会資料名、令和８年４月総会転用不要申出の１ページをご覧ください。

申出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、東側は農道、西側は水路、南側は農地、北側は宅地です。

２から４ページをご覧ください。

申出者から提出のあった図面によりますと、農地を造成し稲苗養生及び肥料管理ハウスを設置する計画となっております。

以上、農地法施行規則第53条第４号にかかる転用不要通知の報告を終わります。

（事務局）

農地法第３条第１項の規定による許可の取消について

令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料59ページをご覧ください。

令和８年２月定例総会において、農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請のうち、三田町地先で売買による所有権移転の目的で申請いただいた件について、申請者及び申請者家族から、当初の事業計画及び営農体制の見直しにより、申請者を変更することとなったため、許可書の返却を受けましたので、報告します。

以上、農地法第３条第１項の規定による許可の取消にかかる報告を終わります。

（事務局）

農地の転用事実に関する照会について

令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料60ページをご覧ください。

登記簿上の地目が農地である土地の、農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会につきまして、先月の３月定例総会にて農業委員会事務局規程の改正があり、今月から、総会にて報告することとなりました。

初めての報告となりますので、簡単に制度について説明いたします。

この制度は、農地の無断転用による地目変更登記を防ぐための制度です。具体的には、登記簿上は農地になっている土地を、所有者が法務局で農地以外に変更しようとした際、法務局がそのまま処理するのではなく、まずは農業委員会に対して、この土地は農地法上問題ないかと確認の連絡が来るというものです。

それでは、今回の案件についてご説明します。

今月、法務局から照会があった案件は２件です。

番号１、土地の表示、下八木町地先の畑、

位置図については、総会資料名、令和８年４月総会登記官照会の１ページをご覧ください。

届出地は集落の中央に位置します。約29年前から宅地として利用されてきた土地です。

番号２、土地の表示、西浅井町菅浦地先の畑、

位置図については、説明地図の２ページをご覧ください。

届出地は集落の中央に位置します。昭和46年９月10日から宅地として利用されてきた土地です。

以上の土地について、今般、事務局にて、長期間農地として利用されておらず、農地への復元が困難であること、すなわち農地性がないことを確認したうえで、法務局に対しその旨を回答いたしましたのでご報告いたします。

以上で、農地の転用事実に関する照会にかかる報告を終わります。

会長、お願いします。

（会長）

ただいま報告のありました７件について、ご質問がありましたら、承りたいと思います。

（会長）

ないようですので、議案審議の方に移ります。

議案第115号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、事務局より説明をお

願いします。

（事務局）

議案第115号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、農地法第３条の規定による許可について意見を求めます。

令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

今月の３条申請は16件です。いずれも農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類等に不備はなく受付をいたしましたことをご報告します。

それでは議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

議案書は61から63ページです。

申請番号１は、１件の申請で、申請地５筆あります。

申請番号１（１）、土地の表示、湖北町山本地先の白地の畑、面積は96㎡です。申請地は集落の南に位置し、現地は作付けされていませんが、耕起すれば利用可能な状況でした。

申請番号１（２）、土地の表示、湖北町山本地先の白地の畑、面積は200㎡です。申請地は集落の東に位置し、現地は除草されており、耕起すれば利用可能な状況です。

申請番号１（３）、土地の表示、湖北町山本地先の白地の畑、面積は148㎡です。先ほどの申請番号１（２）の北東隣りに位置し、現地は野菜の作付けがされていました。

申請番号１（４）、土地の表示、湖北町山本地先の白地の畑、面積は132㎡です。申請地は集落内にあり、現地は野菜等の作付けがされていました。

申請番号１（５）、土地の表示、湖北町山本地先の白地の畑、面積は98㎡です。申請地は集落の北側に位置し、現地は作付けされていませんが、耕起すれば利用可能な状況です。

以上５筆について、譲渡人は県外に居住され管理が難しいため、同じ集落の譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号２、土地の表示、湖北町河毛地先の青地の田、面積は3,017㎡です。申請地は、現在、譲受人が耕作をされています。今般、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており、問題はないと考えます。

申請番号３、土地の表示、高月町唐川地先の青地の田、面積は1,442㎡です。申請地は、現在、譲受人が耕作をされており、今般、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており、問題はないと考えます。

申請番号４、土地の表示、永久寺町地先の白地の畑、面積は270㎡です。申請地は、集落内にあり、現地は作付けされてませんが、耕起すれば利用可能な状況です。なお、申請地北側に農業用倉庫が設置されていますが､面積が約140㎡で200㎡以下の農業用倉庫であり、農業に利用されることから申請を受け付けました。今回、譲渡人から農地の処分について農地相談があり、担当地区農業委員の紹介により譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

申請番号５は、１件の申請で申請地が２筆あります。

申請番号５（１）、土地の表示、高月町柏原地先の青地の田、面積は3,307㎡です。申請地は、稲刈り後の状況でした。

申請番号５（２）、土地の表示、高月町柏原地先の青地の田、面積は2,809㎡です。申請地は、稲刈り後の状況でした。

以上、２筆について、これまで別の耕作者に依頼されており取得を打診したが、取得はできないとの結果になり、その後、譲受人に相談され、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画は耕作者の変更が必要になりますので、許可後に遅滞なく変更することを指導しています。

申請番号６、土地の表示、宮部町地先の青地の田、面積は2,402㎡です。申請地は、これまで別の方が耕作されており、今般、譲渡人が農地の処分を相談したところ、耕作者とは売買の話がまとまらず、その後、譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画についても変更する必要がありますので、許可後は遅滞なく手続することを指導しています。

申請番号７は、１件の申請で申請地が３筆あります。

申請番号７（１）、土地の表示、新居町地先の白地の田、面積は976㎡です。申請地は、稲刈り後の状況でした。

申請番号７（２）、土地の表示、新居町地先の白地の畑、面積は247㎡です。申請地は、耕作されていませんが、耕起すれば利用可能な状況です。

申請番号７（３）、土地の表示、新居町地先の白地の畑、面積は361㎡です。申請地は、耕作されていませんが、耕起すれば利用可能な状況です。

以上、３筆は、田１筆については、現在、譲受人が耕作されており、畑２筆については、育苗畑として利用される計画で、今回、譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。

申請番号８、土地の表示、下之郷町地先の白地の畑、面積は545㎡です。申請地は、耕作されていませんが、耕起すれば利用可能な状況です。今回、申請地の北隣の宅地を譲受人が購入し自宅を建設される計画で、居住後に自家野菜を栽培するために畑を取得するものです。

申請番号９、土地の表示、東上坂町地先の白地の田、面積は958㎡です。申請地は、耕起されている状況でした。過去、市が公共事業で買収しましたが、事情により利用できず、仮登記を付けたまま管理していました。農地であるため耕作を譲受人に依頼しており、今般、譲受人と売買で話がまとまり申請をされたものです。申請者は、前所有者と現耕作者との３条申請となり、許可後に仮登記を抹消されます。なお、地域計画でも譲受人を耕作者として設定されており、特に問題はありません。

申請番号10、土地の表示、五村地先の白地の田、面積は1,176㎡です。申請地は稲刈り後の状態でした。譲渡人は高齢のため管理することが難しくなってきたため、譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号11、土地の表示、高月町西阿閉地先の青地の田、面積3,156㎡です。申請地は、

稲刈り後の状況で、これまでから中間管理機構による賃貸借で譲受人が耕作されており、今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画は譲受人を耕作者として設定されており問題はありません。

申請番号12、土地の表示、高月町西阿閉地先の青地の田、面積は1,075㎡です。申請地は、稲刈り後の状況でした。申請地周辺の農地が譲受人の耕作地で一体的に利用されており、売買で話がまとまり申請されたものです。実際は譲受人が耕作されており地域計画の耕作者が違うため、地域計画の変更が必要になります。なお、譲受人が耕作されているため変更されることについて問題はないと思われます。

申請番号13は、１件の申請で申請地が２筆あります。

申請番号13（１）、土地の表示、八条町地先の白地の畑、面積は29㎡です。申請地は、野菜の栽培をされていました。

申請番号13（２）、土地の表示、八条町地先の白地の畑、面積は29㎡です。申請地は、耕起されている状況でした。

以上２筆は、譲受人の畑の隣にあるため、これまでから譲受人が利用されており、今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号14は、１件の申請で申請地が２筆あります。

申請番号14（１）、土地の表示、酢地先の青地の田、面積は1,651㎡です。申請地は耕起されていました。

申請番号14（２）、土地の表示、酢地先の青地の畑、面積は208㎡です。こちらは、樹木等生えており耕作はされていませんが、耕起すれば利用可能な状況です。

申請地は、これまでから譲受人が耕作、管理をしており、地域計画の耕作者に設定されており、今回、譲渡人と贈与で話がまとまり申請されたものです。

申請番号15、土地の表示、永久寺町地先の青地の田、面積は2,240㎡です。申請地は、農地中間管理機構の賃貸借により譲受人が耕作されており、今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画は、これまでどおり譲受人になるため問題はありません。

申請番号16は、申請地が２筆あります。

申請番号16（１）、土地の表示、三田町地先の青地の田、面積は3,004㎡です。

申請番号16（２）、土地の表示、三田町地先の青地の田、面積は2,110㎡です。

以上２筆は、先の令和８年２月の定例総会で譲受人家族に３条許可をしていましたが、その後、事業見直しにより許可書を返却され、改めて譲受人で３条申請されたものです。

申請地はこれまでどおり、譲受人が耕作されるため、地域計画の変更もなく特に問題ありません。

以上、今回の申請16件につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料の１ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人の農地の効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、及び申請地の利用計画から問題はなく、議

案書にもありますとおり、農地法第３条第２項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。
以上をもちまして、議案第115号について、事務局からの説明を終わります。
会長、お願いします。

（会長）
ただいま説明のありました議案第115号について、ご意見、ご質問を承りたいと思います。
ございませんか。

（会長）
ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
参与対象委員につきまして、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。該当は、14番 山口衞委員、15番 清水多枝子委員が該当します。該当の委員は自席で採決に加わらないこととといたします。
議案第115号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）
はい、ありがとうございます。
賛成多数でありますので、申請どおり許可することとします。
次に、議案第116号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）
議案第116号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。
令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名
議案書64ページをご覧ください。
議案第116号につきましては、今月の締切までに３件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。
備考欄に※が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。
なお、案件については、去る３月23日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、15番　清水多枝子委員と16番　林甚一郎委員と協議をし、総会に提出しております。
現地調査につきましては、令和８年４月３日に６番　中川半弥委員、７番　多賀君子委

員にお願いし行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。
よろしくお願いします。
申請番号１、垣籠町地先の案件です。
総会資料の令和８年４月総会転用申請１ページの地図をご覧ください。
申請地は集落の北側に位置します。申請地は農振農用地で、原則、転用できませんが、農業に関係する施設の整備であれば転用可能であり、また、地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。
続きまして、２ページの資料をご覧ください。
申請者から提出のあった図面によりますと、農道として使用する計画となっております。
本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

（６番 中川委員）
番号１について報告します。
３ページの航空写真をご覧ください。
番号１は、土地の表示、垣籠町地先、田53㎡、転用目的を農道とした申請です。周囲の状況は、東は農道、西は農道、南は農地、北は農地です。
４ページの写真をご覧ください。
長らく地権者の都合により、土地改良事業で整備された農道が接続されていない状況が続いていたものの、土地を相続された者が自主的に農道を整備し、地元の土地改良区に寄付することで、関係機関と協議がまとまり、転用申請を出されたものです。
現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、農道の法面による自然浸透で処理する計画となっており、周辺の農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

（事務局）
申請番号２、湯次町地先の案件です。
５ページの地図をご覧ください。
申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10h未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。第２種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。
続きまして、６ページの資料をご覧ください。
申請者から提出のあった図面によりますと、駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

（７番 多賀委員）

番号２について報告します。

７ページの航空写真をご覧ください。

番号２は、土地の表示、湯次町地先、畑146㎡、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

８ページの写真をご覧ください。

申請地の近くに実家があり、現在は空き家となっているものの、定期的に実家を訪問して清掃等を行い、法事等の行事があるたびに車で行き来しておられ、自宅に専用の駐車場がないため、来るたびに駐車に苦慮されていました。今回、実家近くの畑を駐車場として整備するために転用申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号３、相撲町地先の案件です。

９ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、10ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、駐車場として使用する内容となっております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

（６番 中川委員）

番号３について報告します。

11ページの航空写真をご覧ください。

番号３は、土地の表示、相撲町地先、田53㎡、転用目的を駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は宅地、西は次の議案で説明する５条申請地、南は道路、北は農地です。

12ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に造成されています。これは、20年ほど前に敷地東側にある自宅の横に自己用駐車場を整備するために造成されたもので、アスファルト舗装されて、現在に至って

おります。この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただいており、転用申請書に顛末書が添付されていることを確認しております。
現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出されており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

（事務局）
説明は以上です。
会長、よろしくお願いします。

（会長）
ただいま説明のありました議案第116号について、ご意見、ご質問を承ります。
はい。角田委員。

（32番 角田委員）
申請番号１は土地改良区に寄付ということですが、土地改良区はどこの土地改良区ですか。

（会長）
はい、事務局。

（事務局）
姉川左岸土地改良区です。

（会長）
今後の管理は、土地改良区がされるのですか。

（事務局）
通常、道路管理は地元管理だと思います。所有者は改良区になりますが、実際の農道管理は、地元が補助金等使って管理されるのかと思います。

（会長）
他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
議案第116号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）
はい、ありがとうございます。
賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。
次に、議案第117号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）
議案第117号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。
令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名
議案書65から66ページをご覧ください。
議案第117号につきましては、今月の締切までに７件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。
備考欄に※が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。
案件につきましては、先の議案第116号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。
現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

（事務局）
申請番号１、西浅井町大浦地先の案件です。
総会資料の令和８年４月総会転用申請13ページの地図をご覧ください。
申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第１種農地と判断しております。第１種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設である場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。
続きまして、14ページの資料をご覧ください。
申請者から提出のあった図面によりますと、駐艇場とする計画となっております。
本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

（７番 多賀委員）
番号１について報告します。

15ページの航空写真をご覧ください。

番号１は、土地の表示、西浅井町大浦地先、田1,342㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐艇場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地と水路、南は宅地、北は農地です。

16ページの写真をご覧ください。

譲受人は申請地の南側で駐艇場を経営され、ここ近年で規模を拡張されていたものの、さらに需要が増えていることを踏まえ、敷地の拡張を計画され、土地を購入することで所有者と話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分については、敷地西側の水路に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

なお、申請地は、農振農用地でしたが、令和８年３月に農振除外の手続が完了していることを確認しています。

ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号２、今川町地先の案件です。

17ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。第２種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、18ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

（６番 中川委員）

番号２について報告します。

19ページの航空写真をご覧ください。

番号２は、土地の表示、今川町地先、畑19㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は里道、北は宅地です。

20ページの写真をご覧ください。

譲受人が申請地の横で自家用車を駐車されているものの、申請地と段差があり危険であるため、申請地を購入して駐車場敷地を拡張するため、譲渡人と売買の話がまとまり、転

用申請が出されたものです。
　現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分については、敷地南側の側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。
　ご審議をお願いします。

（事務局）
　申請番号３、余呉町川並地先の案件です。
　21ページの地図をご覧ください。
　申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。
　続きまして、22ページの資料をご覧ください。
　申請者から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。
　本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

（７番 多賀委員）
　番号３について報告します。
　23ページの航空写真をご覧ください。
　番号３は、土地の表示、余呉町川並地先、畑２筆144㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。
　周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は農地、北は農地です。
　24ページの写真をご覧ください。
　申請地は、既に一部造成されています。これは、40年ほど前に物置を設置して使用していたものの、現在は建物を撤去して土台だけ残されて現在に至っております。なお、農地法の手続を行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。このたび、同敷地を利用して、譲受人が別荘として一般住宅を建築されることになり、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。
　現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の水路に排水される計画となっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。
　ご審議をお願いします。

（事務局）
　申請番号４、乗倉町地先の案件です。
　25ページの地図をご覧ください。
　申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、

第１種農地と判断しております。第１種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、既存施設の２分の１以内の拡張である場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、26から27ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、倉庫、工場、駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

（６番 中川委員）

番号４について報告します。

28ページの航空写真をご覧ください。

番号４は、土地の表示、乗倉町地先、田２筆2,764㎡、契約内容は売買で、転用目的を倉庫、工場、駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は農地、南は水路、北は農道です。

29から30ページの写真をご覧ください。

譲受人は昭和45年から乗倉町に工場を建築し、プレス加工、自動カッター加工等の事業を展開し、何度か工場の増築を行ってきましたが、今回、さらなる規模拡大を計画し、現工場敷地に近い申請地を適地と考え、所有者とも売買の話がまとまり、申請されたものです。

当初、令和５年９月に転用申請がなされ、今回の申請地の東側に駐車場と事務所の一部を建築する予定で申請されたものの、令和６年９月に事業計画変更がなされ、まずは、駐車場として整備することで承認を受けて、現在に至っております。なお、当初の申請時から、再度、転用申請の上、工場を建設する旨の説明を受けており、当時の総会においても、同様の説明をしておりました。また、さらなる転用申請は行わない旨事業者に確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設の水路を通じて敷地南側の水路に排水される計画であるため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号５、相撲町地先の案件です。

31ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、32ページの資料をご覧ください。
申請者から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。
本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

（７番 多賀委員）
番号５について報告します。
33ページの航空写真をご覧ください。
番号５は、土地の表示、相撲町地先、田218㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は、先の議案で説明した４条申請地、西は水路、南は道路、北は農地です。
34ページの写真をご覧ください。
借受人が祖父の土地を借り受けて住宅を建築することになり、転用申請が出されたものです。
現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の水路に排出する計画になっており、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

（事務局）
申請番号６、川道町地先の案件です。
35ページの地図をご覧ください。
申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。
続きまして、36ページの資料をご覧ください。
申請者から提出のあった図面によりますと、倉庫、資材置場とする計画となっております。
本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

（６番 中川委員）
番号６について報告します。
37ページの航空写真をご覧ください。
番号６は、土地の表示、川道町地先、畑３筆、481㎡、契約内容は売買で、転用目的を倉庫、資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農道、南は農地、北は農道です。
38ページの写真をご覧ください。
申請地の一部は既に造成されています。これは譲渡人の父親が40年ほど前に建築した倉

庫で、現在は空き倉庫となっております。なお、農地法の手続を行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。このたび、譲受人が同倉庫を継続使用するとともに、新たにもう一棟の倉庫を建築し、残りの敷地を資材置場として使用する目的で譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理するとともに、周辺農地への排出を防ぐためにコンクリートブロックを設置する計画になっており、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号７、川道町地先の案件です。

39ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、40ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、建て売り倉庫とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

（７番 多賀委員）

番号７について報告します。

41ページの航空写真をご覧ください。

番号７は、土地の表示、川道町地先、畑２筆282㎡、契約内容は売買で、転用目的を建て売り倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は番号６で説明した５条申請地、南は番号６で説明した５条申請地、北は農道です。

42ページの写真をご覧ください。

譲受人が建て売り倉庫を建築する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。なお、倉庫の買受人も決まっているとの申出も受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理する予定で、周辺に農地もなく、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

（事務局）

説明は以上です。

会長、お願いします。

（会長）
ただいま説明のありました議案第117号について、ご意見、ご質問等を承ります。
はい。角田委員。

（32番 角田委員）
先ほど説明がありました、申請番号４の乗倉町ですが、転用面積が2,700㎡です。
これは、工場敷地の２分の１以内の拡張なので許可するという案件ですが、その右側の水色のところが当時の敷地ですが、今後、左側の田んぼまで転用されるのではないでしょうか。

（会長）
はい、事務局。

（事務局）
先ほども説明させていただきましたが、令和５年に水色の部分の許可申請があり、その段階から、いずれ工場を建てるという話があり、総会でも説明をさせていただきました。この案件は、県の常設審議委員会にも関わるような案件で、既に話をしております。特に第１種農地につきましては、既存施設の２分の１ということになると、際限なく広がる可能性があることはご指摘をいただいているところで、当初、令和５年の段階で工場にするため造成する話は伺っており、総会でもお話させていただいて、一定やむを得ないという判断をいただいているのかと思います。今後、敷地の西側や北側という話になるのかもしれませんが、令和５年の段階では、これ以上敷地の拡張をすることはないということでした。
もう一点、説明しますと、この辺りは湖北土地改良区の受益地でして、もし拡張するということになると、農振除外が必要になってきます。農振除外につきましては、改良事業が完了して８年経過しておりませんので、この件に限らず、湖北土地改良区管内については、８年間は除外できません。
現時点では８年間は法的にできませんし、事業所の方からは、今後、拡張することがないことを当初から伺っておりましたし、変更はないという確認をしております。

（32番 角田委員）
変更はないと言われていますが、変更されています。

（事務局）
今回の転用については、令和５年から伺っている話で、全体を転用するということが前提で進めて、提出されております。

（32番 角田委員）

既存施設の２分の１以内は可能という案件はこれからも出てくると思いますが、こういった案件は、どうしようもないのでしょうか。

（会長）

このような案件は、過去にも、木之本、西浅井にありました。

農業振興地域の整備に関する法律によりますと、除外要件としては、優良な農地を残すという法律ですが、そこに、産業、工業、商業の施設があり、商業、工業等の企業関係を振興していくためには、拡張がやむを得ないと認められる場合は、既存施設の２分の１以内は認めるというところです。面積の大小に関わらず広がっていく可能性はあります。県に上がっていく場合ですと、3,000㎡以上ですが、県の審議会でも、１年半の間に他の市町で、そういった案件があります。県の審議会に上がってくる案件は面積が大きいので、２分の１以内でも対象面積がかなり大きいです。それで、他の市町からも角田委員がおっしゃったような意見は出ており、農振法からいくと、やむを得ないと認めた場合は、次々に広がっていくこともやむを得ないという見解であります。

農業振興地域に関する法律を所管する県の農政課も、それは法律の定めるところであるので、やむを得ないとの見解です。

しかし、県の土地改良事業団体連合会から選出されてる委員からは、土地改良区の面積が減っていくと、改良区の運営に支障があるのではないかという意見、懸念は出ておりますが、法律の範囲の中であればやむを得ないという見解です。

産業、商業の施設がどのようなものかを、勘案していただかなくてはいけないと思います。むやみに認めていくのも疑問ですが、既存施設の２分の１以内の転用だからといって止めるのも疑問が残ります。

やはり、農業地域の振興に関する法律の見解の中で、やらざるを得ないのかと思っておりますので、ご理解をお願いします。

（32番 角田委員）

今回の申請地の隣接農地は、８年間は土地改良の要件で転用はできませんね。

（事務局）

ここは湖北土地改良区管内で、既存施設の２分の１の要件に関係なく規制がかかってるので、除外はできません。

（会長）

他にありませんか。

はい、廣部委員。

（29番 廣部委員）
申請番号６と申請番号７の譲受人は同じ方ですが、申請番号６は、倉庫、資材置場で、自分で利用するために購入されるのだと思いますが、申請番号７は、用途が建て売り倉庫となっています。これは、建物を建てて、土地ごと売却する予定の名目口実なのかなと思いますが、いかがですか。

（事務局）
委員のおっしゃるとおりです。

（29番 廣部委員）
転用の許可後は、その後の売却は自由なので致し方ないと思いますが。

（会長）
以前にも言ったと思いますが、転用案件で、譲受人は農地法で売られた農地が、確実に農地以外の地目になるのかという確実性を求めています。
確実性を求めていますので、建てないと売れません。そういう案件は、疑念、不信になりますので、譲受人が同じ方なのに、なぜ一体的な利用をされないのかと思われます。
私も、地図を見たときに整合性がないと思いましたが、目的のところを見ると、自分で使う所と建てて売る所です。土地だけ売る目的の転用はできません。廣部委員の見解のとおりです。
他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
議案第117号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）
はい、ありがとうございます。
賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。
次に、議案第118号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）
議案第118号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第３条の規定に基づく承認について意見を求めます。
令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の３ページをご覧ください。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっていますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意のもとで、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続を行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

総会資料67から70ページをご覧ください。

一覧表にありますように、今回、湖北土地改良区から申出がありました番号１から番号６の６件、長浜南部土地改良区から申出がありました番号１から番号11の11件、及び姉川左岸土地改良区から申出がありました番号１、番号２の２件につきましては、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借を設定した農地にかかる３条資格を、耕作者と合意のもとで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。

会長、お願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第118号について、ご意見、ご質問を承ります。

（会長）

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。13番 北川富美子委員、30番 池田美由紀委員が該当します。それ以外で該当者はおられないと思われますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。

議案第118号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することとします。

次に、議案第119号、長浜市農業委員会の所管に係るサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案第119号　長浜市農業委員会の所管に係るサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について、このことについて、長浜市農業委員会の所管に係るサイバーセキュリティを確保するための方針を次のように定める。

令和８年４月10日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の４ページをご覧ください。

本議案は、地方自治法の改正により、令和８年４月１日より、市長部局のみならず、農業委員会を含む各執行機関においても、サイバーセキュリティを確保するための方針を個別に定め、必要な措置を講じることが義務付けられたため、策定するものです。

それでは策定の概要を説明いたします。

総会資料71ページをご覧ください。

本方針を策定する理由を申しあげます。地方自治法、令和６年６月26日一部改正、令和８年４月１日施行、第244条の６の規定により、長浜市農業委員会の所管に係るサイバーセキュリティを確保するための方針を定める必要があるためです。

続きまして、本方針を策定内容です。長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程、平成28年長浜市訓令第36号を、本方針に位置付ける。

現在、本市では、農業委員会を含む庁内の各機関が共通のネットワークや情報システムを利用しております。そのため、全庁で統一的なセキュリティ対策を講じることが、最も効果的かつ効率的であると考えております。

市長部局におきましては、長浜市情報セキュリティ基本方針を、サイバーセキュリティを確保するための方針に位置付けており、本委員会におきましても、同様に、長浜市情報セキュリティ基本方針をそのまま本委員会のサイバーセキュリティを確保するための方針として位置づけ、決定したいと考えております。

説明は以上です。

会長、よろしくお願いします。

（会長）

これは、市が策定したものを、そのまま農業委員会としても採用するということですか。

農業委員会で特別なものを定めず、長浜市が定めた基本方針を、農業委員会として定めるということでいいのですね。

（事務局）

おっしゃる通りです。

（会長）

ただいま説明のありました議案第119号について、ご意見、ご質問を求めます。

（会長）
ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
議案第119号、長浜市農業委員会の所管に係るサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について、議案のとおり、策定案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）
はい、ありがとうございます。
賛成全員でありますので、農業委員会において策定することとします。

以上で、本日の議案審議を終了します。

午後４時00分　閉会